

第25期 第21回大津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月13日（木）13時30分から14時20分

2. 開催場所 大津市役所新館7階大会議室

3. 出席委員（17名）

1 番	村田	省三	委員
2 番	音島	義孝	委員
3 番	大伴	四郎左衛門	委員
5 番	井上	一夫	委員
6 番	小谷	英利	委員
7 番	森元	直紀	委員
8 番	音野	茂	委員
9 番	上田	雄亮	委員
10 番	正田	富美子	委員
11 番	万木	巳壽	委員
12 番	本郷	忠史	委員
13 番	上野	壽久	委員
14 番	西村	浩	委員
15 番	森	繁孝	委員
16 番	石津	正嗣	委員
17 番	上坂	雅彦	委員
18 番	安井	善次	委員

4. 欠席委員（1名）

4 番	濱田	博之	委員
-----	----	----	----

5. 説明員（2名）

農林水産課

6. 傍聴人（1名）

7. 議事日程

議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第90号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第91号 農用地利用集積計画について

報告第106号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第107号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第108号 農地法第18条第6号項の規定による通知について

- 報告第109号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
報告第110号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告第111号 農地の転用事実等に関する照会について
報告第112号 令和6年度大津市農業委員会委員と農業者等との意見交換会について（開催報告）

8. 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主任

9. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻となりましたので、第25期第21回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前からの議席番号順となっております。本日は、議席番号3番 大伴 四郎左衛門委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。

会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は北部選出の副会長であります万木 巳壽委員をお願いいたします。

この後の進行について、よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は濱田博之委員が欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、大津市農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。

次に、会長からご挨拶いただきたいところですが、本日、欠席されておられます。つきましては、大津市農業委員会規程第3条の規定により、職務代理者である私からご挨拶を申し上げます。

それでは引き続き、議事進行につきまして、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長職務代理者である私が務めさせていただきます。

< 挨拶 >

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、議席番号と氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますよう、お願いをいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

8 番 音野 茂 委員

9 番 上田 雄亮 委員

よろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

まず初めに、議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。

No. 1の伊香立下在地町につきまして、地元委員より、ご意見をお願いいたします。

委 員 それでは、報告させていただきます。こちらの農地の立会いに関しまして、2月1日に私と推進委員と、そして申請人兼譲受人の3名で立会いを行わせていただきました。

3ページ、ご覧のとおりで、既に写真でも見ていただきますと、大根とか野菜が植わっておりまして、面積的にも100㎡弱でございますので、管理機というか、耕運機を1台お持ちで、女性の方でも全然耕作できるような状況ではありました。

また、こちらの農地のすぐ横にご自宅を構えておられまして、何かするということは全然なく、普通に農業を営んでいけるような状況ではあるかなと判断いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No. 2、No. 3の真野四丁目につきましては、地元委員により一括してご意見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

委 員 No. 2と3は同時に説明させていただきたいと思います。

先にNo. 2のほうなんですけど、1月29日、推進委員、譲受人、そして私の3名で現地調査をさせていただきました。

当該土地は昨年まで稲作をされていたところですが、言われましたように、柚子とか山椒、そしてまた畑作、田一面にすごい量ですが、主に半分は畑、野菜とかを作付したいということを言われております。

周辺は、隣はイチゴのビニールハウスなんですが、奥は家があったのですが、現在は解体されて更地になっております。写真が撮ってある側は水路で区切られていますので、あと譲受人の鶏舎とくっついていきますので何ら問題はないと思います。

No. 3 のほうの土地ですが、これは周辺ずっと畑で区切られていますので、水路もきちっとされていますので何ら問題はないと思います。

これ、写真には写っていないんですが、譲受人の家の縁のところに竹棚が建っていました。基礎だけが残っていますが、それは現在解体されていますので何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 4 及びNo. 5 の本堅田二丁目につきましては、地元委員より一括してご意見をお願いいたします。

委員 4 番、5 番については、先ほども事務局からも説明がありましたように、用地の交換ということでございます。位置図、これ12ページを見ていただくと分かると思うのですが、ちょうどくっついたところの交換なんです。その地図の上に、〇〇というのがございまして、この辺りを宅地造成されるということで、現在工事が進んでいるわけですが、それに伴いまして、ちょうど交換される手前の辺りまで道路が伸びてくるということで、用地の交換をすることによってそれぞれの土地が接道することから、軽トラックと農用車が接続、乗り入れるということになりますので、今回の用地交換をされるということになりました。

特に問題はないというふうに思いますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 6 仰木町につきましては地元委員からご意見を賜ります。よろしくお願いします。

委員 去る1月28日に譲受人と地元の推進委員とで現地調査を行ってまいりました。

写真、18ページ、19ページを見てもらったら分かると思うんですが、これは本当に山の中です。しかも、水稻、耕作するには不利地なんですが、これは譲渡人が奥様のお兄様で、譲受人さんは仕事で長年、〇〇におられたのですが、奥さんのお母さんの世話をすると実家を守りするのに帰ってこられまして、そのままこの田んぼも管理していくというような流れ

になっておられたのですが、もうお兄さんも近畿圏の県外のほうで住まいを構えておられまして、なかなかこちらには帰ってこないということで、義理の弟さんがマイヤーレモン、約600本を植えて、レモン栽培をしようというふうに一生懸命取り組んでおられるところでございます。

一応、この土地、17ページを見ていただくとおり、〇〇の裏側で、〇〇というエリア内に入っています。昨今、苦勞しています地域計画も一応このところは未定の土地で空白地になっていますので、名義変更されても何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、最後のNo. 7の枝四丁目につきましては、地元委員よりお願いいたします。

委員 この農地は1月27日に、先ほど事務局からありましたように、5条申請と同時に出てきた農地ですので、一日立会委員と事務局、譲受人お2人、水稻の作付指導をされる方、お2人、〇〇等々、すごくたくさんの方が現地確認を行いました。

この農地は〇〇の方がかねてから持っておられまして、数年前までは別の在所の方がビニールハウスを6棟建てて小松菜を栽培されていましたが、その方が離農されてからビニールハウスは解体して放置されまして、その後、作業庫になっています。近隣の耕作者などから苦情の出ていた農地です。

今回、この譲受人が取得して水稻をするということですが、水稻の経験はないと、〇〇で野菜づくりをしていると。譲受人の経営している会社、〇〇をされており、私のところの地域もお世話になったんですが、その経営者ですのでその従業員が水稻をするということですので、その人の指導とその機械を借りて1,200㎡の農地で米づくりをしたいということで、今回の申請になります。

1年かけて復元するというのですが、機械は先ほども言いましたように〇〇されていますのでお持ちですので、それは可能かと思えます。

ただ、少し懸念しているのは、あとの5条申請で出ていますように1,800㎡ありまして、両方で3,000㎡を超えるわけですね。その手続を逃れるために、これを分けたのと違うかなという疑いはあるのですが、本人が水稻をすると思っている以上、それを却下する理由もありませんし、我々できることは今年から、8年以降、実際に水稻をされる状態になってやられるかどうか、その監視だけは続けさせてもらおうと思っています。

そういう状況ですので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。何かご意見・ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 ご意見・ご質問もないようですので、お諮りいたします。
No. 1 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No. 1 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第89号No. 2 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 3 につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第89号No. 3 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 4、No. 5 につきまして関連議案であるため、一括審議とさせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第89号No. 4、No. 5 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 6 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第89号No. 6 は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 7 について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第89号No. 7 は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第90号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。

1月27日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、ご報告をお願いいたします。

委員 今、議長からございましたように、1月27日に地元委員、推進委員、先ほどの議案でございましたが、合計12名方の出席の下に現地立会いをさせていただきました。その中には、当然事務局の方もおいでになったわけですが、現地を見ますと、先ほども事務局から説明がありましたように、住宅地から少し離れているということもございますし、それから山手のほうには〇〇もあるという場所で、特に周りに大きな影響を及ぼす心配ないなと思いました。

しかし、1つだけフェンスが道路際にずっと張っておりまして、これは何でかなと思いましたが、〇〇によりまして動物がたくさん下りてきているとのことで、地元のご要望あってフェンスだけは残しておいてほしいということがございました。

あとは、事務局から説明がありましたように、〇〇の高さに土を入れるということで、そんなにたくさん入らないと思いますが、土を入れて平場にすると、そういうことで資材置場をするとのことです。

既に数十年、〇〇をされているということがございまして、近くには別の〇〇があると聞いておりますが、事業を拡張するというので、今回、この場所が一番適切であると、そういう判断の下に今回の申請に至ったと聞いております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

言うのを忘れていましたが、No. 1は小野につきましては顛末案件のため、一日立会人の現地調査は実施いたしませんでした。遅ればせながらご報告申し上げます。

続きまして、地元委員のご意見を伺います。No. 1の小野につきましては、地元委員より、ご意見をお願いします。

委員 事務局から説明のあったとおりなんですが、1月30日に推進委員と譲受人さんと立会いをさせていただきまして、現地確認してまいりました。

10数年、現状のまま利用されているということで、周辺にも近隣にも農地ございませんので、何ら影響はないかと思えます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 2の枝四丁目につきましては、地元委員より、ご意見をお願いします。

委員 既に報告ありましたように、〇〇をしている譲受人ですが、〇〇はあちこちにあるのですが、まだこれから事業を拡張していくということで必要とのことで申請に至ったものです。

今回、実はこの水路の付替えにつきまして、現地立会いしたときに、推進委員が立会いしてくれたのですが、実はここ、ややこしいところで〇〇の担当の推進委員に当たっている場所です。後日、〇〇の推進委員と話をしまして、この一番右端に所有者が書いている圃場がありますが、全て〇〇さんなので知り合いだったということもありますので、譲受人からこの方たちは話を聞いているかどうか、水路の付替えとかどうかという確認をさせてもらったところ、実は非常に逆に喜んでおられるような感じで、39ページの図面にあります2本の縦の青い水路が入っているのですが、その左側の水路から39ページのページの上の真ん中辺に、農業用水路と書いている、この水路がほとんど埋まっているような状況で、ここから本当に水通っているのかと思うぐらいの水路しかなくて、右端の圃場はここから水を入れるようになっているのですが、あの状態では入れられないような状態でした。今回、付け替えてもらえるということで、水は便利になるなということで喜んでおられました。

手前の3つの圃場は、譲受人が自分で直接水稻されるというところですから、そのためにも水路を付け替える状況があるのかなというふうに思いました。

そんな状況ですので、先ほど言った懸念材料は少しあるのですが、一応認めていただけたらと思います。ひとつ、ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。
何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
No. 1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第90号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No. 2につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第90号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第91号 農地利用集積計画についてを議題といたします。

それでは、農林水産課の説明を求めます。よろしくお願いいたします。

<農林水産課、資料に基づき説明>

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はございますか。

委 員 ここに書かれてあるNo. 4 の書類っていつ出てきましたか。

農林水産課 営農契約書及び利用権設定確認事項につきましては、申請時に申請書とともに
出されております。

委 員 その申請はいつですか。申請された日。
この方、亡くなっておられますので、〇〇さん、もうこの世にいらっしゃらないので、その書類がいつ出てきたのかなと思いましたので。

農林水産課 申請書を確認させていただきます。

委 員 〇〇さんはまだご存命ですが。

農林水産課 日付としては令和7年の1月20日付でございます。この日付で〇〇さんと〇〇さんの申請を出されております。

委 員 もういらっしゃいませんが、それでいいんでしょうか。
多分、まだ相続登記はできていないと思うんです。登記上げたらその〇〇さんの名前になっていると思うのですが。

農林水産課 そのとおりです。

委 員 利用権を結ぶのだから、実際に貸し出すほうは誰がサインされたのかな
と思っただけで。

農林水産課 サインされているのは〇〇さんの名前でいただいております。

農林水産課 確認ですが、既にお亡くなりになっているのが〇〇さんでということ
でよろしかったですね。

委 員 はい。

農林水産課 すみません。手続期間中に亡くなったと推察されますので、今日、〇〇委員からのご指摘でお亡くなりになっている事実がわかりましたので、追加でこの公告の手続までに相続人の方から権利設定についての同意書を追加でいただくような格好で対応させていただければと。

あわせて、公告する名義の方、この一覧表の方を相続人代表の方の名前に訂正するような格好で、手続を進めてさせていただければいかがでしょうかということをお願いできればと思います。

議 長 〇〇委員、今の発言で了解いただけますか。

委 員 はい、結構です。

議 長 分かりました。
ほかに何かご質問ございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見も出尽くしたようですので、お諮りいたします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第91号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

委 員 3ページの表が大変小さいので、見にくいのもう少し大きくしていただけたらありがたいです。

農林水産課 すみません。今、この農用地利用集積計画の用紙のスタイルは今回が最終になりまして、次回以降は機構のほうの様式になりますが、似たようなものですが、できるだけ字が大きくなるように対応してくれという格好で中間管理機構には申し伝えたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 よろしく願いいたします。

続きまして、報告案件です。報告第106号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第107号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第108号 農地法第18条第6号項の規定による通知について、報告第109号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、報告第110号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、報告第111号 農地の転用事実等に関する照会について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、集計報告>

議 長 ありがとうございました。
 ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

 (なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、続きまして、報告第112号 令和
 6年度大津市農業委員会委員と農業者等との意見交換会について（開催報
 告）、事務局の報告を求めます。よろしくお願いいたします。

<事務局、資料に基づき報告>

議 長 ありがとうございました。
 ただいまの報告について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

 (なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、全体を通して何かございます
 でしょうか。

 以上をもちまして、第21回定例総会の全ての議案、報告事項を終了いた
 します。

 不慣れな進行でご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。あ
 りがとうございました。これにて終了いたします。

議事録署名委員

議 長（万木 巳壽 委員）

印

委 員（音野 茂 委員）

印

委 員（上田 雄亮 委員）

印